

規制シート(様式)

190197200660001

平成28年12月27日

規制の名称	公有地の拡大の推進に関する法律	所管府省	国土交通省
根拠法令等	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	土地・建設産業局総務課公共用地室 室長 遠山 英子
規制目的	都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、必要な土地の先買いに関する制度の整備その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>○土地の所有者が、都市計画区域内等の一定規模以上の土地を有償譲渡しようとする際に、地方公共団体等に届出しなければならない</p> <p>○上記の届出をした場合、土地の所有者は、一定期間第三者に譲渡してはならない</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	先買い制度の目的及び機能を維持しつつ、都市機能の適正な立地及び土地所有者負担の軽減を図るため、市街化を抑制すべき市街化調整区域や新たな市街地の造成を目的とする土地区画整理事業の施行区域等に係る届出義務の緩和を実施。(平成18年)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>本法の先買い制度は、都市計画区域等の区域内の一定規模以上の土地について、民間での取引が行われる場合に、地方公共団体等にその情報を提供させ、民間取引に先立って、公共的用途のための公有地を取得する機会を優先して確保するための制度である。</p> <p>市街化の進展が著しく、建築物の立地が進むことで将来に取得することが困難と予想される場合などに、本制度の活用によって、時期を逃さず機動的に当該土地を取得することが可能となることから、公共事業の円滑な実施に資するものとして今後とも必要であるため。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		